

保護者様

インフルエンザにかかった時の手続きについて

お子さんがかかったインフルエンザは、「保育所における感染症ガイドライン」に基づき学校保健安全法によって規定された感染症の為、治癒するまでは保育所ではお預かりすることが出来ません。

お預かりできない期間は、学校保健安全法施行規則に準じ、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」と定められています。

再登園する際は、下記の「保護者からの治癒報告書」を園に提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。ただし、再登園するに当たって治癒したかどうか心配がある場合には、医師の指示に従ってください。

保護者からの治癒報告書

H27.2 改定

様

園児氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします

1. 疾患名	インフルエンザ
2. 発症日（熱が出た日）	令和 年 月 日
3. 解熱日（熱が下がった日）	令和 年 月 日
4. 受診した医療機関名	
5. 医療機関受診日	令和 年 月 日
※ 6. 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過した日」（＝登園可能な日）をご記入ください。	令和 年 月 日
7. 再登園するに当たって園に連絡しておきたいことがございましたらご記入ください	

※ 6 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過した日」とは、
発症日・解熱日の、翌日を1日と数えます。

令和 年 月 日

保護者氏名

印